

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008横第40号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成20年9月5日 01時00分ごろ	
発生場所	千葉県銚子港南東方沖 犬吠埼灯台から真方位154° 6.1海里付近 (概位 北緯35° 37.0′ 東経140° 55.4′)	
事故等調査の経過	平成20年10月1日、本事故の調査を横浜地方海難審判理事所から引き継ぎ、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第二十一 ^{こうしん} 幸伸丸、482トン 131502、芙蓉海運株式会社 B 漁船 ^{さかた} 坂田丸、6.6トン CB2-60243（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 二等航海士、五級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷中央外板に擦過傷 B 船首上部を圧損	
事故等の経過	A船は、船長及び二等航海士（以下「航海士A」という。）ほか3人が乗り組み、法定灯火を表示して銚子港南東方沖を航行していた。単独で航海当直に当たっていた航海士Aは、銚子港付近から一斉に出港する漁船群を認め、レーダーで各船の間隔が広そうなところを探し、約020°の針路及び約7ノットの速力として手動操舵で航行し、また、B船は、船長Bほか2人が乗り組み、法定灯火を表示し、単独で航海当直に当たっていた船長Bが、約146°の針路及び約10ノットの速力として自動操舵で航行していたところ、平成20年9月5日01時00分ごろ、銚子港南東方沖において、A船の左舷中央部とB船の船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視程 約5海里 海象：潮汐 上げ潮の初期、波高 1m未満	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船とB船は、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近したものと考えられる。 A船は、B船を左舷側に見て航行中、航海士Aが適切な見張りを行わなかったため、B船の接近に気付かなかったものと考えられる。 B船は、A船を右舷側に見て航行中、船長Bが適切な見張りを行わなかったため、A船の接近に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、銚子港南東方沖において、A船が北進中、B船が南東	

	進中、いずれも適切な見張りを行わなかったため、互いの接近に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
--	---